

## 指 示

平成23年5月18日

福島県知事  
佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年5月11日付け指示は、下記のとおり変更する。なお、平成23年4月20日付け指示、平成23年5月1日付け指示、平成23年5月13日付け指示及び平成23年5月16日付け指示については、引き続き措置されたい。

### 記

1. 福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、川内村、葛尾村及び飯舘村において産出された非結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
2. 福島県田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、相馬市、南相馬市、川俣町（山木屋の区域に限る。）、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村及び飯舘村において産出された結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。

3. 福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村及び飯舘村において産出されたアブラナ科の花蕾類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。
  
4. 福島県田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、相馬市、南相馬市、川俣町（山木屋の区域に限る。）、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村及び飯舘村において産出されたカブについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

## 指 示

平成23年5月11日

福島県知事  
佐藤 雄平 殿

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
菅 直人

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成23年5月4日付け指示は、下記のとおり変更する。なお、平成23年4月20日付け指示、平成23年4月25日付け指示、平成23年5月1日付け指示及び平成23年5月9日付け指示については、引き続き措置されたい。

### 記

1. 貴県において産出された非結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。ただし、白河市、会津若松市、喜多方市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村又は檜枝岐村において産出されたものを除く。
2. 貴県において産出された結球性葉菜類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。ただし、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、白河市、会津若松市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川

俣町（山木屋の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村又は檜枝岐村において産出されたものを除く。

3. 貴県において産出されたアブラナ科の花蕾類について、当分の間、摂取及び出荷を差し控えるよう、関係自治体の長、関係事業者及び住民等に要請すること。ただし、郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、白河市、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村又は鮫川村において産出されたものを除く。

4. 貴県において産出されたカブについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、大玉村、天栄村、玉川村又は平田村において産出されたものを除く。